
京都市公の施設の指定管理者制度
運用基本指針別冊
賃金・物価スライド制度マニュアル

目 次

1 指定管理者制度における賃金・物価スライドについて	
(1) 目的と趣旨	1
(2) 本スライド制度導入に伴い、施設所管課が対応すべき主な事務	1
2 概要	
(1) 基本的な考え方	3
(2) 対象施設	3
(3) 導入時期	3
(4) 指定管理者が負担する範囲	4
(5) 留意点	4
3 賃金の算定基準	
(1) 雇用形態の区分	6
(2) 対象となる賃金の費目	6
(3) 採用指標	7
4 光熱水費及びその他物件費の算定基準	
(1) 対象となる範囲	8
(2) 採用指標	8
5 スライド制度の運用スケジュール	9

1 指定管理者制度における賃金・物価スライドについて

(1) 制度導入における目的と趣旨

指定管理施設の安定的運営を確保し、市民サービスの持続性を担保するため、賃金・物価変動による管理運営コストの変動について、本市と事業者が適切にリスクを分担し、指定管理料に反映する仕組みとして「賃金・物価スライド制度」（以下「本スライド制度」という。）を導入する。

(2) 本スライド制度導入に伴い、施設所管課が対応すべき主な事務

① 制度導入・公募時の事務

ア 募集要項への明記

募集要項に本スライド制度の適用について記載し、各施設の収支構造を踏まえた具体的な対応方法を検討・明記する。

イ 内容の確認と締結

指定管理者から提出される「賃金・物価スライド制度に基づく対象経費内訳書」（様式1）の内容や、賃金・物価スライド額の算出方法を相互に確認し、協定書を締結する。

ウ 予算措置

指定期間の開始に当たり、当初予算案において物価変動分を含む債務負担行為を設定する。

② 指定期間中の年度ごとの事務

時期	担当部署	主な事務内容
11月頃	施設所管課	行財政局が10月頃に、民間給与実態調査や国内企業物価指数等の公的指標に基づき、各費目の変動率を算定し各施設所管課へ通知する。 通知された変動率を用いて、次年度の賃金・物価スライド額を算出し、指定管理者に通知するとともに、次年度予算の要求を行う。
翌4月以降	施設所管課	賃金・物価スライド額を反映させるための協定書の改定（変更契約）を実施し、改定後の金額に基づき支払いを行う。

③ 履行確認・モニタリング事務

ア 報告書の徴取と確認

事業報告と併せて「物価・賃金スライド額の反映状況報告書（様式2）」を徴

取し、指定管理料の増額分が適切に賃上げや光熱水費の支払いに充てられているかを確認する。

イ 実態調査（疑義がある場合）

活用実態に合理的な疑義がある場合は、ヒアリングや実地調査を実施する。

ウ 返還請求の検討（必要がある場合）

制度の趣旨に反して指定管理料の増額分が適切に活用されていないと判断される場合は、賃金・物価スライド額を上限として指定管理料の返還を求める検討を行う。

④ その他

本市の指示による業務変更等で職員構成や経費に著しい乖離が生じた場合は、指定管理者との協議に基づき「賃金・物価スライド制度に基づく対象経費内訳書」（様式1）の変更対応を行う。

2 概要

(1) 基本的な考え方

公の施設の管理運営コストが物価変動等によって増減した場合に、その変動分を都度、指定管理料に反映させる仕組み。

指定管理業務の支出総額を人件費、光熱水費、その他物件費の3つに分け、それぞれに変動を測る公的な指標を設定。

各指標の変動率が一定の範囲を超えた場合は、指定管理者が作成した経費内訳書における各支出額に変動率を乗じた額をもって、翌年度の指定管理料を変更する。

<スライド制度の対象となる経費>

人件費	指定管理者から直接雇用され、当該施設の指定管理業務に従事する職員の賃金・社会保険料等
光熱水費	当該施設の指定管理業務にかかる電気・ガス・水道、その他燃料費
その他物件費	経費内訳書における支出総額から人件費と光熱水費を除いたすべての経費

(2) 対象施設

原則、すべての指定管理施設が対象

※ ただし、PFI法に基づく整備事業や、独自のスライド条項が導入されている事業など、個別の事業契約において賃金・物価変動への対応条項が定められている場合は、本スライド制度に優先して当該契約の規定を適用する。

(3) 導入時期

令和9年4月1日から指定期間を開始する施設を対象とする。

※ 本スライド制度導入以前に公募・選定し、指定を受けている施設については、スライドを行わない条件で公募・選定されたものであり、指定期間中に条件を変更することは、当時の競合他者との公平性に問題が生じるため、本スライド制度の対象外とする。ただし、現行協定の「必要に応じて協議のうえ都度決定する」という規定に基づき、物価高騰等の影響が著しい場合は、指定管理者と協議を行い、必要に応じて指定管理料等の変更を検討する。

(4) 指定管理者が負担する範囲

「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」の様式集で示す協定書例（以下「協定書例」という。）第2条「業務の範囲及び管理の基準」に規定する別紙1の仕様書中「※4 リスク分担に関する事項」のとおり、本市の責めに帰さない施設の維持管理経費の変動が生じた場合は、原則、事業者（指定管理者）が負担するとしている。そのことを前提に、本市と指定管理者との適切なリスク分担を図る観点から、賃金・物価変動に対し、事業者の負担割合を設定することとする。

なお、その負担割合については、公共工事請負契約におけるスライド条項や他自治体の事例を参考に、変動分の1%を事業者負担分として設定する。

(5) 留意点

① 適用対象期間

指定期間2年度目以降の指定管理料を対象とする。

※ 指定期間初年度の経費については、募集時に事業者から提案された収支計画書の積算に、最新の賃金・物価水準の変動が既に反映されているものとみなし、本スライド制度の適用の対象外とする。

② 本スライド制度の運用方針

本スライド制度は予期せぬ社会情勢の変動に柔軟かつ適切に対応することを目的としている。そのため、水準が上昇した場合には指定管理料の増額を行い、下落した場合には原則として減額を行うものとする。

なお、本スライド制度の導入により、物価変動分については適切に指定管理料に反映されることを前提とし、事業者は、将来的な物価変動を過度に見込んだ積算を避け、募集時点の適正な価格による経費積算を行うこと。

③ 指定管理料が発生しない施設への対応

指定管理料が発生しない施設については、指定管理者から本市に対して支払う納付金等からスライド相当額を増減するなどの対応を行う。このように、賃金及び物価水準の変動への具体的な対応方法については、各施設の収支構造を踏まえ、施設ごとに検討したうえで募集要項に明記するものとする。

④ 著しい社会情勢等の変化が生じた場合の対応

本スライド制度による対応を行ってもなお、社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等により、施設を利用する市民の安全やサービス水準を維持し難い程

の影響*が生じる場合は、施設の設置者である本市の責務として、指定管理者と別途協議し、必要な措置を講じる。

* あらゆる経営努力を講じてもおお、年間の施設運営の収支が赤字となり、指定管理者への経済的な影響が大きく事業継続の安定性を損なう恐れがある場合など

⑤ 本スライド制度による増減額の適切な活用について

本スライド制度により増減された指定管理料（以下「スライド額」という。）については、本スライド制度の導入趣旨に基づき、対象となる人件費や光熱水費等の支払いに充てるものとする。

については、指定管理業務の事業報告と併せて、「物価・賃金スライド額の反映状況報告書」（様式2）を本市へ提出すること。

各費目（人件費・光熱水費・その他物件費）において、本制度の趣旨に反して増額分が適切に活用されない場合は、当該スライド額を上限として、指定管理料の返還を求めることがある。

「物価・賃金スライド額の反映状況報告書」（様式2）における報告内容について、活用実態を詳細に把握する必要がある場合、合理的な疑義が認められる場合は、協定書例第5条第2項の規定のとおり地方自治法に基づき、実地調査（関係書類の閲覧やヒアリング等）を実施することがある。

⑥ 「賃金・物価スライド制度に基づく対象経費内訳書」（様式1）の記載内容について

指定期間中に指定管理者において、突発的な職員の欠員対応や、臨時的増員等に伴う一時的な人件費の変動については、指定管理者のリスク分担とし、「賃金・物価スライド制度に基づく対象経費内訳書」（様式1）の変更は不可とする。

一方、本市の指示による指定管理業務の変更に伴い、複数年度にわたる恒常的かつ大幅な職員構成の変更や、施設の改修等により、当初の経費内訳書における各支出額と著しい乖離が生じた場合には、本市との協議により、「賃金・物価スライド制度に基づく対象経費内訳書」（様式1）の内容を変更することができる。

⑦ 他制度との併用における重複支給の防止について

国等による他の補助制度や診療報酬・介護給付費の改定など、本スライド制度と同様の趣旨で運営費が補填される場合は、二重の補填とならないよう、スライド額を調整（減額）する。

3 賃金の算定基準

賃金の変動額算定に当たっては、以下の区分及び基準を適用する。

(1) 雇用形態の区分

指定管理施設で従事する職員を、雇用形態に応じて以下の2つに区分し、それぞれ別の指標を用いて計算を行う。

分類	雇用形態	定義
① 正規職員	・ 正規職員 (いわゆる正社員)	・ 雇用期間の定めなく雇用されている ・ 給与が月額支給である
② 非正規職員	・ パート、アルバイト ・ 契約職員 ・ 嘱託職員 など	・ 正規職員と比較して1日の所定労働時間や労働日数が少ない ・ 雇用期間の定めがある ・ 給与が時給で算定される

※ 指定管理者から直接雇用されている職員であり、当該施設の指定管理業務に従事する職員を対象とする。再委託先の職員や人材派遣による職員、自主事業のみ担当する職員など、直接指定管理業務に従事しない職員は対象としない。

(2) 対象となる賃金の費目

労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるもの。

【参考】労働基準法（抜粋）
第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

※ 各勤務形態における職員の年間の給料、期末手当、勤勉手当、各種手当等のうち、「賃金水準が変動したとき、それに連動して基本額等が変わることが想定されるもの」

- ・ (対象となる例) 給与・賃金、賞与(期末・勤勉手当)、社会保険料等
- ・ (対象外の例) 通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金等

(3) 採用指標

① 正規職員

毎年9月頃に京都市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」から算出した平均年間給与額（特別給を含む。）を前年度と比較し、変動率を算出

【変動率の算定式】

$$\frac{\{n \text{ 年度月給額} \times (12 + n \text{ 年度の特別給の支給割合})\} - \{(n-1) \text{ 年度月給額} \times (12 + (n-1) \text{ 年度特別給の支給割合})\}}{(n-1) \text{ 年度月給額} \times (12 + (n-1) \text{ 年度特別給の支給割合})} \times 100$$

※小数点第三位で四捨五入

② 非正規職員

毎年8月頃に京都労働局が公表し、10月頃に発効される「京都府最低賃金」を前年度と比較し、変動率を算出

【変動率の算定式】

$$\frac{n \text{ 年度京都府最低賃金の額} - (n-1) \text{ 年度京都府最低賃金の額}}{(n-1) \text{ 年度京都府最低賃金の額}} \times 100$$

※小数点第三位で四捨五入

4 光熱水費及びその他物件費の算定基準

光熱水費及びその他物件費については、以下の指標を用いて計算を行う。

(1) 対象となる範囲

① 光熱水費

指定管理者から提出された経費内訳書のうち、当該施設の指定管理業務にかかる電気・ガス・水道、その他燃料費が対象。ただし、国の補助制度等により補填を受けた分を除く。

② その他物件費

指定管理者から提出された経費内訳書における支出総額から「人件費（上記3(2)の対象となる賃金）」と「光熱水費」を除いたすべての経費とする。

(2) 採用指標

① 光熱水費

日本銀行調査統計局が公表する「国内企業物価指数」の「電力・都市ガス・水道」項目の前年度9月から当年度8月までの指数の平均値を求め、その平均値から変動率を算出

【変動率の算定式】

$$\frac{\{(n-1)\text{年9月から}n\text{年8月の平均値}\} - \{(n-2)\text{年9月から}(n-1)\text{年8月の平均値}\}}{(n-2)\text{年9月から}(n-1)\text{年8月の平均値}} \times 100$$

※小数点第三位で四捨五入

② その他物件費

日本銀行調査統計局が公表する「企業向けサービス価格指数」の「建物サービス・警備」項目の前年度9月から当年度8月までの指数の平均値を求め、その平均値から変動率を算出

【変動率の算定式】

$$\frac{\{(n-1)\text{年9月から}n\text{年8月の平均値}\} - \{(n-2)\text{年9月から}(n-1)\text{年8月の平均値}\}}{(n-2)\text{年9月から}(n-1)\text{年8月の平均値}} \times 100$$

※小数点第三位で四捨五入

5 本スライド制度の運用スケジュール

本スライド制度の運用に係る標準的なスケジュールは以下のとおり。

時期		京都市	指定管理者
指定期間開始前	募集・選定	・募集要項に本スライド制度の適用を記載	
	指定・協定締結・予算編成		・本スライド制度の算定基準となる、「賃金・物価スライド制度に基づく対象経費内訳書」(様式1)を提出
		・本スライド制度の概要やスライド額の算出方法を相互に確認し、協定書を締結	
		・指定期間の開始に当たり、当初予算案において、物価変動分を含む債務負担行為を設定する。	
指定期間中	10月頃	【変動率の通知】 ・行財政局しごとの仕方改革推進室にて変動率を算定し、各施設所管課に通知	
	※1 11月頃	【スライド額の算出と予算要求】 ・変動率を用いて、次年度に反映するスライド額を算出し、各施設所管課から指定管理者に通知 ・次年度指定管理料の予算要求	・(賃金にスライドが適用となる場合) 翌年度の賃上げ実施を検討
	(翌年度) 4月以降	【協定変更・指定管理料の支払い】 ・協定書の改定を実施 ・改定後の協定書をもとに、スライド支給額を指定管理料本体の支払と合わせて支払う	・協定変更 ・(賃金にスライドが適用となる場合) 賃上げの実施
		【スライド額の反映状況の確認】 ・制度適用による増額分が、物価高騰に伴う運営コストの上昇分の補填に適切に活用されているかを確認	・「賃金・物価スライド額の反映状況報告書」(様式2)の提出

※1 指定期間中は、このサイクルを継続する。

京都市公の施設の指定管理者制度 運用基本指針別冊
賃金・物価スライド制度マニュアル（令和8年3月策定）

京都市行財政局しごとの仕方改革推進室
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL 075-222-3293